

証券コード 7095

2025年7月15日

(電子提供措置の開始日 2025年7月8日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号  
株式会社Macbee Planet  
代表取締役社長 千葉知裕

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://macbee-planet.com/ir/stock\\_bond/agm.html](https://macbee-planet.com/ir/stock_bond/agm.html)  
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（7095）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認ください。



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使の方法についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、2025年7月29日（火曜日）午後7時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年7月30日（水曜日） 午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号  
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D

3. 目的事項

- 【報告事項】
1. 第10期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第10期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類報告の件

## 【決議事項】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令及び当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - 【事業報告】業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
    - 【連結計算書類】連結株主資本等変動計算書・連結注記表
    - 【計算書類】株主資本等変動計算書・個別注記表
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使の方法についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合



### 株主総会へ出席

#### 株主総会開催日時

2025年7月30日（水曜日）  
午前10時00分

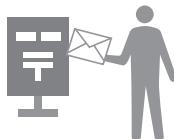
ご出席の場合は、議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 株主総会にご出席されない場合

### 書面による議決権行使

#### 議決権行使期限

2025年7月29日（火曜日）  
午後7時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するように返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### ▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

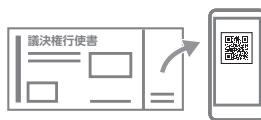
**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**

【電話】 **0120(652)031**（受付時間 9:00~21:00）

### 「スマート行使」によるご行使

#### 議決権行使期限

2025年7月29日（火曜日）  
午後7時00分入力完了分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### インターネットによるご行使

#### 議決権行使期限

2025年7月29日（火曜日）  
午後7時00分入力完了分まで

パソコン、スマートフォンから、  
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
**三井住友信託銀行 証券代行部**

【電話】 **0120(782)031**（受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く）

# インターネットによる議決権行使について

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

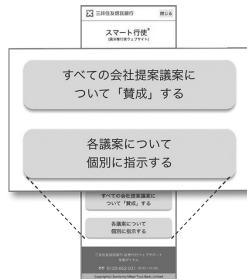
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

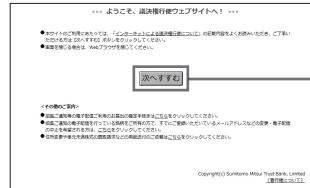
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

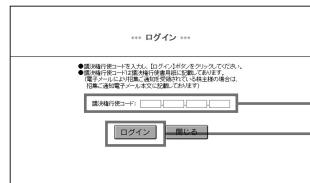


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 第10期 事業報告

〔自 2024年 5月 1日〕  
〔至 2025年 4月 30日〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、円安によるインバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善が見られたものの、総じて緩やかな回復に留まりました。企業収益は改善し設備投資も持ち直しましたが、原材料・エネルギー価格の高騰や物価上昇が継続したこと等により、個人消費は力強さを欠き、消費者マインドの本格的な改善には至っておらず、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場におきましては、世界全体としてDX(デジタルトランスフォーメーション)推進の波が押し寄せ、本格的なデジタル時代が到来しようとしており、日本のインターネット広告市場は2024年に前年比9.6%増の3兆6,517億円(\*)となりました。世界的に見ても、デジタル媒体はオフライン媒体と比較して費用効率が良いこともあり、広告費全体の約半分を占める傾向にあり、わが国においてもその形に推移しつつあり、当社グループの事業展開にとって追い風となっております。

\* 株式会社電通「2024年日本の広告費」より

こうした環境のもと、当社グループは、インターネット広告をさらに進化させたLTVマーケティングを提唱し、独自のテクノロジーの開発に力を入れ、事業拡大に向けた取り組みを進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高51,675百万円（前年同期比31.1%増）、営業利益4,639百万円（前年同期比26.4%増）、経常利益4,576百万円（前年同期比24.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,770百万円（前年同期比21.4%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は29百万円で、主に本社オフィスのフロア拡充等によるものです。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、自己株式の取得等の資金として、総額1,650百万円の短期借入を実行し、足元の資金の状況を踏まえ、当連結会計年度中に全額を返済しております。

なお、当社及び一部の国内連結子会社は、グループ内資金の効率的管理・運用を目的として、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当連結会計年度)
	2022年4月期	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
売上高	14,425百万円	19,589百万円	39,405百万円	51,675百万円
営業利益	1,237百万円	2,162百万円	3,670百万円	4,639百万円
経常利益	1,233百万円	2,108百万円	3,668百万円	4,576百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	760百万円	1,567百万円	2,282百万円	2,770百万円
1株当たり当期純利益	58.94円	120.55円	158.77円	195.85円
総資産	5,880百万円	17,519百万円	20,228百万円	21,446百万円
純資産	2,788百万円	8,167百万円	10,031百万円	11,261百万円
1株当たり純資産額	209.09円	574.22円	686.63円	806.15円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

2. 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当事業年度)
	2022年4月期	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
売上高	14,063百万円	19,257百万円	12,071百万円	4,065百万円
営業利益	1,273百万円	2,077百万円	1,823百万円	2,169百万円
経常利益	1,275百万円	2,027百万円	1,792百万円	2,133百万円
当期純利益	844百万円	1,580百万円	1,227百万円	1,935百万円
1株当たり当期純利益	65.50円	121.60円	85.37円	136.82円
総資産	5,792百万円	14,698百万円	11,481百万円	14,797百万円
純資産	2,799百万円	8,200百万円	7,393百万円	7,787百万円
1株当たり純資産額	215.95円	581.49円	509.89円	561.26円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

- 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
- 2023年11月1日付で当社を吸収分割会社とし、連結子会社である株式会社MAVELを吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）を行ったことにより、財産及び損益の状況が第8期に比べて大きく変動しております。

## (6) 対処すべき課題

### ① 収益性のさらなる向上

当社グループはLTV※1マーケティングを軸に、成果報酬型マーケティング市場において事業展開を行っており、同市場における豊富なノウハウを有しておりますが、拡大する成果報酬型マーケティング市場において、メディアのあり方が多様化していることから、従来の「人」を介在させたコンサルティングに加え、テクノロジーを駆使した効率的な管理、データの解析・分析のオートメーション化をさらに加速させる必要があります。当社グループにおいては、市場動向やクライアントニーズを的確に把握し、迅速に対応することにより、成長著しい成果報酬型マーケティング市場におけるリーディングカンパニーになることを目指してまいります。そのため、効率的な管理を進めることにより収益構造の改善を図りつつ、新たなプロダクトの開発と既存プロダクトの改善を継続することに

より、当社グループ全体の収益性の向上に取り組んでおります。

※1 LTV…Life Time Valueの略語。ユーザー（消費者）が生涯を通じて企業にもたらす利益のことを指し、1人のユーザー獲得にかけることができる費用を算出するための指標のこと。

## ② 特定の商材、顧客への依存解消

成果報酬型マーケティング市場において、当社グループが推し進めているLTVマーケティングで、競合他社との差別化を図りシェアの拡大を進めておりますが、金融、美容等の特定の商材の売上構成比率が高く、当該市場の環境変化等、外部要因の影響を受ける可能性があります。加えて、一部のクライアントに対する売上高が大きく、取引先の業績及び取引先との取引条件等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。今後、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るために、「顧客基盤の拡大に向けたリレーション活動の強化」、「ターゲット商材の拡大及び運用ノウハウの蓄積」等により新規クライアント開拓を進めてまいります。また、多様なクライアントを対象とした、「サブスクリプション※2型のサービス提供」を拡大することにより、当社グループ全体の特定商材やクライアントへの偏りを解消していきます。

※2 サブスクリプション…利用期間に対して対価を支払う、定額制のビジネスモデルのこと。

## ③ 与信管理体制の強化

当社グループの主力事業であるLTVマーケティング事業において、過去に取引先に対する貸付金の取立遅延が発生したことや、広告費分割払いの付帯機能提供等に伴う未収入金を計上している現状を踏まえ、与信管理体制を含めた債権管理の強化が課題であると認識しております。

管理部門と営業部門の一層の連携強化や取引先に対するモニタリングの強化を図るなどの対応を行っております。

## ④ 優秀な人材の育成及び確保

当社グループは、持続的な事業収益の拡大をしていくためには人材開発・育成が不可欠との認識のもと、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社MAVEL	88百万円	100.0%	LTVマーケティング事業
株式会社All Ads	428百万円	100.0%	LTVマーケティング事業

### ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	株式会社All Ads
特定完全子会社の住所	東京都港区南青山一丁目2番6号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,482百万円
当社の総資産額	14,797百万円

## (8) 企業集団の主要な事業セグメント(2025年4月30日現在)

### ・LTVマーケティング事業

当社グループは、主にインターネットを活用した販売促進、集客、知名度向上を目指す企業に対して、データ解析プラットフォームやWebホスピタリティツールを用いて、「LTVを予測し、ROI※1の最適化を実現する」ため、マーケティングの課題解決を行っております。

具体的には、データ解析プラットフォームを用いてLTV予測を行い、新規ユーザー（消費者）獲得支援を成果報酬型で提供しております。

複数のメディアにまたがって出稿しているWeb広告の一元管理を行い、当社グループが連携している多くのメディア(広告を掲載する媒体。アフィリエイト広告の配信会社であるアフィリエイト・サービス・プロバイダーを含む)から、クライアントのマーケティング目標に合致した適切な出稿先を選定し、ランディングページ（広告やメディアなどから飛び先となるクライアントページのこと。以下「LP」という。）へ流入数を高めるとともに、クライアントのマーケティング活動の戦略立案や運用支援を行っております。

当社グループは成果（サービス申込、契約成立、商品購入等、当社グループとクライアン

トの間で設定している成果地点を達成し、クライアントによる測定、いわゆる検収・承認がなされたものを指す。)に連動した報酬をクライアントから受け取り、その一部を同じく成果に連動してメディアに対して支払います。アフィリエイト広告、リスティング広告に加え、オフライン広告※2を併用するとともに、自社のプロダクトを開発・活用することにより、より効率的かつ効果的なマーケティングを実施しております。

また、Webホスピタリティツールを用いたデータ解析と機械学習により、消費者のLPへの流入経路、行動パターンを収集し、消費者行動を予測することで、成果につながるマーケティングを実施しております。当社グループは、成果報酬型方式では成果に連動した報酬を、サブスクリプション※3方式では定額報酬をクライアントから受け取り、成果につながる改善を図っております。また、クライアントのLPにおける文言や画像、動画等のいわゆるクリエイティブの改善を図り、クライアントのLPへの流入数を高めるとともに、チャットボット※4や既存顧客との関係維持に着目した施策(リテンションマーケティング※5)も併せて行うことにより、戦略の幅を広げるマーケティングを提供しております。

そのほか、既存ユーザーの解約を低減させLTVの向上を図るサービスの提供(解約抑止チャットボット)なども行っております。

※1 Return On Investmentの略語。投資に対してどれだけ利益を上げることができたのかという指標。

※2 オフライン広告…インターネット以外を用いた広告のこと。

※3 サブスクリプション…利用期間に対して対価を支払う、定額制のビジネスモデルのこと。

※4 チャットボット…自動会話プログラムのこと。

※5 リテンションマーケティング…既存顧客との関係維持に着目した施策の呼称。

(9) 企業集団の主要拠点等(2025年4月30日現在)

(当社)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(子会社)

会社名	所在地
株式会社MAVEL	東京都渋谷区
株式会社All Ads	東京都港区

(10) 従業員の状況(2025年4月30日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
182 (33) 名	23名増 (6名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員及びアルバイト含む。)は最近1年間の平均人員を(外書)で記載しております。

2. 前連結会計年度に比べ「従業員数」が23名増加しておりますが、事業の拡大に伴う採用の増加等によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43 (1)名	11名増 (1名減)	33.1歳	3年1ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びアルバイト含む。)は最近1年間の平均人員を(外書)で記載しております。

(注) 2. 前事業年度に比べ「従業員数」が11名増加しておりますが、グループ会社からの出向者の増加等によるものであります。

(11) 主要な借入先及び借入額(2025年4月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,513百万円
株式会社みずほ銀行	650百万円
三井住友信託銀行株式会社	500百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2025年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 42,240,000株  
 (2) 発行済株式総数 14,654,272株(自己株式779,143株を含んでおります)  
 (3) 株主数 5,182名  
 (4) 大株主

氏名又は名称	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
MG合同会社	5,266,293	37.95
小嶋 雄介	1,241,150	8.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	905,600	6.52
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	349,500	2.51
野村証券株式会社	303,543	2.18
野村信託銀行株式会社 (投信口)	301,700	2.17
MSIP CLIENT SECURITIES	217,900	1.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	213,200	1.53
株式会社TMAC	207,600	1.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	176,100	1.26

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (779,143株) を控除して計算しております。  
 2. 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 905,600株  
 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 176,100株

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の通り当社の役員に対して、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行っております。

区分	株式の種類及び数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	当社普通株式 4,833	3
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	当社普通株式 226	1
監査等委員である取締役	当社普通株式 678	3

※上記以外に当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して譲渡制限付株式を付与しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況(2025年4月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	千葉知裕	社長 株式会社MAVEL 代表取締役
取締役	松本将和	会長 株式会社All Ads 取締役 株式会社MAVEL 取締役
取締役	靱江佑介	株式会社All Ads 代表取締役社長
取締役	澤博史	エステートテクノロジー株式会社 代表取締役 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社デジタルプラス 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	倉本勤也	株式会社All Ads 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	平塚睦美	株式会社MAVEL 監査役 司法書士あおば法務事務所 代表 AGBIOTECH株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	横山隆	共創設計株式会社 代表取締役 法律事務所テオ 代表

- (注) 1. 取締役澤博史氏、倉本勤也氏、平塚睦美氏及び横山隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化と委員会のスムーズな運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は、取締役澤博史氏、倉本勤也氏、平塚睦美氏及び横山隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員の倉本勤也氏は、金融機関での実務経験や会社役員等としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び子会社取締役、監査役、執行役員等であり、保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。なお、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

### (4) 役員の報酬等の総額

#### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針について取締役会で定めており、その内容は以下のとおりであります。

#### a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ア. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

##### (ア)取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、金銭による固定報酬に加え、企業価値の持続的な向上を目的とした譲渡制限付株式報酬により構成する。固定報酬及び譲渡制限付株式報酬は、業績及び貢献度並びに役位、職責等を総合的に勘案し、指名報酬委員会における答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬等の範囲内で、取締役会において決定する。

##### (イ)監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、金銭による固定報酬に加え、企業価値の持続的な向上を目的とした譲渡制限付株式報酬により構成する。固定報酬及び譲渡制限付株式報酬は、役割及び貢献度等を総合的に勘案し、指名報酬委員会における答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬等の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定する。したがって、監査等委員である取締役の報酬についての決定権限は株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にある。

#### イ. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

金銭による固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、当社の企業価値の持続的な向上を図る健全なインセンティブとして機能するよう、適切に設定する。

ウ. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。譲渡制限付株式報酬の取締役への具体的な支給時期または条件に関して、監査等委員でない取締役については取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定する。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額500百万円以内（うち社外取締役については100百万円以内）（2023年7月27日株主総会決議）、監査等委員である取締役が年額100百万円以内（2023年7月27日株主総会決議）であります。当該定時株主総会決議時点の取締役員数（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名であります。

また、上記報酬枠の内枠で、2024年7月29日開催の第9回定時株主総会決議により、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、監査等委員である取締役以外の対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間25,000株以内（うち社外取締役分は年間500株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額1百万円以内）、監査等委員である対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間1,500株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額3百万円以内と決議しております。当該定時株主総会決議時点の取締役員数（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名であります。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしており、取締役会として当社が定める決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	99 (5)	95 (4)	—	3 (0)	4(1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21 (21)	20 (20)	—	0 (0)	3(3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役の澤博史氏は、エステートテクノロジーズ株式会社の代表取締役、株式会社ROBOT PAYMENTの社外取締役、アディッシュ株式会社の社外取締役、株式会社デジタルプラスの社外取締役であります。当社は株式会社デジタルプラスと資本業務提携契約を締結しております。当社と株式会社デジタルプラス以外の兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）の平塚睦美氏は、司法書士あおば法務事務所の代表、AGBIOTECH株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）の横山隆氏は、共創設計株式会社の代表取締役、法律事務所テオの代表であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	澤 博 史	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	倉 本 勤 也	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会20回の全てに出席し、金融機関での実務経験から培った豊富な経験に基づき、経営全般に渡り、コンプライアンスや内部統制を踏まえた意見等を適宜述べております。
取締役 (監査等委員)	平 塚 睦 美	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会20回の全てに出席し、司法書士の資格取得や法律事務所勤務で培った専門知識や豊富な経験、上場企業及び上場企業のグループ企業で勤務した経験や知見に基づいた有益な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	横 山 隆	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても適宜必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 78百万円
- ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 78百万円

- (注) 1. 会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前期に係る追加報酬の額が9百万円あります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

#### ① 処分対象

太陽有限責任監査法人

#### ② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

#### ③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

なお、当社は、同監査法人から処分の内容および業務改善計画の概要について説明を受け、業務改善について完了していることの説明を受けております。

# 連結貸借対照表

(2025年4月30日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,472	流動負債	9,098
現金及び預金	7,506	買掛金	5,657
売掛金	5,532	短期借入金	1,150
未収入金	2,757	1年内返済予定の長期借入金	427
その他	699	未払法人税等	975
貸倒引当金	△23	賞与引当金	25
固定資産	4,974	その他	863
有形固定資産	85	固定負債	1,086
建物附属設備	65	長期借入金	1,086
工具、器具及び備品	19	負債合計	10,185
無形固定資産	2,882	(純資産の部)	
ソフトウェア	11	株主資本	11,140
のれん	2,416	資本金	2,635
顧客関連資産	455	資本剰余金	2,629
投資その他の資産	2,005	利益剰余金	8,007
投資有価証券	1,153	自己株式	△2,131
繰延税金資産	324	その他の包括利益累計額	44
長期貸付金	900	その他有価証券評価差額金	44
その他	249	非支配株主持分	76
貸倒引当金	△622	純資産合計	11,261
資産合計	21,446	負債・純資産合計	21,446

# 連結損益計算書

(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	51,675
売上原価	42,438
売上総利益	9,236
販売費及び一般管理費	4,597
営業利益	4,639
営業外収益	
受取利息	6
その他の	2
営業外費用	
支払利息	37
投資有価証券評価損	8
その他の	25
経常利益	4,576
特別損失	
投資有価証券評価損	205
税金等調整前当期純利益	4,370
法人税、住民税及び事業税	1,625
法人税等調整額	△27
当期純利益	2,772
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	2,770

# 貸借対照表

(2025年4月30日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,470</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,922</b>
現金及び預金	3,121	短期借入金	1,150
売掛金	294	1年内返済予定の長期借入金	427
前払費用	105	未払金	154
短期貸付金	2,470	未払費用	66
その他	480	未払法人税等	1
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,326</b>	預り金	16
<b>有形固定資産</b>	<b>51</b>	関係会社預り金	4,106
建物附属設備	38	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,086</b>
工具、器具及び備品	13	長期借入金	1,086
<b>無形固定資産</b>	<b>9</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,009</b>
ソフトウェア	9	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,264</b>	株主資本	7,742
投資有価証券	1,043	資本金	2,635
関係会社株式	6,667	資本剰余金	2,627
長期貸付金	297	資本準備金	2,627
長期前払費用	37	利益剰余金	4,611
繰延税金資産	92	その他利益剰余金	4,611
その他	133	オープンイノベーション促進積立金	260
貸倒引当金	△7	繰越利益剰余金	4,351
		自己株式	△2,131
		評価・換算差額等	44
		その他有価証券評価差額金	44
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,797</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,787</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>14,797</b>

# 損益計算書

(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,065
売上原価		—
売上総利益		4,065
販売費及び一般管理費		1,895
営業利益		2,169
営業外収益		
受取利息	14	
業務受託収入	2	
雑収入	1	18
営業外費用		
支払利息	39	
投資有価証券評価損	8	
その他	5	54
経常利益		2,133
特別損失		
投資有価証券評価損	205	205
税引前当期純利益		1,927
法人税、住民税及び事業税	△21	
法人税等調整額	13	△7
当期純利益		1,935

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社Mac bee Planet  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Mac bee Planetの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Mac bee Planet及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社Macbee Planet  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Macbee Planetの2024年5月1日から2025年4月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月26日

株式会社Macbee Planet 監査等委員会

監査等委員（常勤） 倉本 勤也 ㊟

監査等委員（常勤） 平塚 睦美 ㊟

監査等委員 横山 隆 ㊟

(注) 監査等委員倉本勤也、平塚睦美及び横山隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けており、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当期の剰余金の配当（期末配当）に関しましては、1株当たり18.00円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当18.00円を含めた当期の年間配当金は、1株あたり36.00円となります。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円、 総額 249,752,322円

#### 3. 剰余金の配当がその効力を生ずる日

2025年7月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>ちば ともひろ 千葉 知裕 (1986年7月11日生)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>2010年4月 あずさ監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人)入所</p> <p>2014年3月 公認会計士登録</p> <p>2018年10月 当社入社 管理本部長</p> <p>2019年3月 当社取締役経営管理本部長</p> <p>2021年12月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年5月 株式会社ヘリテージ 社外取締役</p> <p>2023年11月 株式会社MAVEL 代表取締役(現任)</p>	120,711株
取締役候補者とした理由		<p>千葉知裕氏は、公認会計士としての財務・会計の専門領域における豊富な知識・経験を活かし、当社取締役就任以降は経営管理本部長として、当社の東証マザーズ上場やM&amp;A業務、IR業務など当社グループの市場価値向上や管理領域での体制構築を担うとともに、2021年12月の当社代表取締役就任以降、強いリーダーシップを発揮して、当社の事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">まつもと まさかず 松 本 将 和 (1980年10月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2003年4月 株式会社東放制作(現：株式会社エフエフ東放)入社</p> <p>2004年2月 株式会社ライブドアファイナンス入社</p> <p>2005年8月 株式会社まくびー設立 代表取締役社長</p> <p>2010年4月 株式会社フォーイット 取締役</p> <p>2011年5月 株式会社まくびーインターナショナル設立 代表取締役社長</p> <p>2013年6月 株式会社アジアンビューティーラボ(現：株式会社サイトキャッチャー)代表取締役社長</p> <p>2013年7月 株式会社まくびープロ(現：株式会社Macbee Hollywood Entertainment) 代表取締役社長</p> <p>2014年1月 株式会社ロンバード 取締役</p> <p>2015年8月 当社設立 取締役</p> <p>2017年2月 CANARY COMPANY LIMITED 代表取締役社長</p> <p>2017年11月 当社取締役経営戦略本部長</p> <p>2019年3月 当社取締役プロダクト本部長</p> <p>2021年3月 当社取締役会長(現任)</p> <p>2023年3月 株式会社ネットマーケティング(現：株式会社 All Ads) 取締役(現任)</p> <p>2023年11月 株式会社MAVEL 取締役(現任)</p>	5,396,904 株
取締役候補者とした理由		<p>松本将和氏は、当社創業者として創業以来強いリーダーシップを発揮して、当社の事業発展に尽力してまいりました。このような経験・実績から、当社の一層の成長と企業価値の増大を実現するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	うつぼえ ゆうすけ 鞆江 佑 介 (1980年12月5日生)  再任	2007年4月 株式会社ネットマーケティング(現：株式会社 All Ads) 入社 2013年1月 同社広告事業本部副本部長兼広告事業部長 2013年6月 同社執行役員広告事業本部長 2020年9月 同社取締役(広告事業本部管掌) 2022年12月 同社代表取締役社長(現任) 2023年7月 当社取締役(現任)	1,611株
取締役候補者とした理由		鞆江佑介氏は、株式会社ネットマーケティング(現：株式会社All Ads)入社後、長年にわたり広告事業に携わり、2013年6月より同社執行役員広告事業本部長を務めてまいりました。同氏は、広告事業の成長戦略の推進や事業部全般のマネジメントにおいて実績を重ねており、事業運営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。このような経験・実績から当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を期待できると考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	さわ ひろふみ 澤 博 史 (1969年1月28日生)  再任 社外  独立役員	1991年4月 富士通株式会社入社 2006年4月 双日株式会社入社 2007年7月 株式会社CSK-IS入社 2008年8月 株式会社イーライセンス (現：株式会社NexTone) 取締役 2009年7月 データセクション株式会社 代表取締役社長 CEO 2013年4月 ソリッドインテリジェンス株式会社 社外取 締役 2015年4月 Weavers株式会社 取締役 2016年2月 株式会社日本データ取引所 取締役 2016年8月 Money Data Bank株式会社 取締役 2018年4月 データセクション株式会社 取締役会長 2018年6月 同社会長 2018年9月 Tranzax電子債権株式会社 社外取締役監査 等委員 2018年10月 Tranzax株式会社 社外取締役監査等委員 2018年10月 株式会社プログレス(現：東京ビッグハウス株 式会社) 社外取締役 2018年12月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 エステートテクノロジー株式会社設立 代 表取締役(現任) 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締 役 (現任) 2020年2月 アディッシュ株式会社 社外取締役(現任) 2020年7月 データセクション株式会社 最高顧問 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役(現任)	4,626株
社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割		澤博史氏は、会社経営者としての長年にわたる豊富な経験と知識を有しており、ITや技術に関する確かな知見と、コーポレート・ガバナンスに関する卓越した理解があり、これまでの経験を活かし、当社の経営体制の強化及び経営の透明性・客観性の向上に重要な役割を果たしております。このような経験・実績から、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">なかむら しげき 中村 繁貴 (1976年6月8日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員]</p>	<p>2000年11月 株式会社テング入社  2006年5月 同社 取締役  2007年1月 北京天達楽恵軟件有限公司 監事  2008年6月 ユニファイジャパン株式会社 取締役  2011年6月 北京天達楽恵軟件有限公司 董事  2011年8月 株式会社テング 常務取締役  2011年10月 株式会社テングホールディングス 取締役  2013年10月 大連天達科技有限公司 董事  2015年6月 ユニファイジャパン株式会社 代表取締役  2016年6月 株式会社テング 専務取締役  2017年8月 同社 取締役副社長  2018年8月 同社 代表取締役社長  2022年6月 同社 代表取締役社長 コンシューマー事業管掌  2022年8月 同社 取締役社長執行役員 コンシューマー事業管掌  2023年2月 有限会社熱中日和（現株式会社テングゲームス） 代表取締役社長  2023年8月 株式会社テング 取締役常務執行役員 コンシューマー事業管掌  2023年12月 株式会社Skyarts 取締役  2024年8月 株式会社Skyarts 取締役会長  2024年8月 株式会社テング 取締役（現任）</p>	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	<p>中村繁貴氏は、国内外多数の会社経営者としての長年にわたる豊富な経験と知識を保有しており、特にITサービスやコンテンツ関連事業における深い見識を有しております。</p> <p>このような経験と実績から、当社の社外取締役として、持続的な成長と企業価値向上に貢献し、またその多角的な視点から、経営への適切な助言や監督を行うことが期待されることから、新任の社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。  
2. 中村繁貴氏以外の各候補者は、全て再任の取締役候補者であります。  
3. 澤博史氏、中村繁貴氏の2氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 澤博史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年7か月となります。

5. 澤博史氏並びに中村繁貴氏は東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、当社は、澤博史氏を独立役員として届け出しています。両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、澤博史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額となります。澤博史氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、中村繁貴氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。また、各候補者の選任が承認された場合には、上記保険契約の更新を予定しております。
8. 松本将和氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるMG合同会社が所有する株式数も含んでおります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任2名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>やまぎし よしひさ 山 岸 義 久 (1957年12月15日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1981年4月 三菱商事株式会社 入社 化学品管理部 配属 1991年7月 MC Finance International B.V.社長（在オランダ） 2003年9月 Mitsubishi Corporation Finance PLC 社長（在英国） 2007年11月 同社 産業金融事業本部 戦略企画室長 兼 投資金融事業本部 戦略企画室長 2009年6月 ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社 取締役 2012年6月 丸の内キャピタル株式会社 代表取締役副社長 2020年2月 株式会社竹尾 取締役（経営戦略室・経理部・海外部・情報システム部管掌） 2022年2月 同社常務取締役 2023年6月 児玉化学工業株式会社 取締役（経営管理統括） 2024年12月 ハウデングループジャパン株式会社 社外監査役（現任）</p>	一株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p>		<p>山岸義久氏は、日本の大手商社のコーポレートファイナンス分野で長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の専門的知見を有していることから、その経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、新任の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">よこやま たかし 横山 隆 (1981年1月17日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>2007年9月 最高裁判所司法修習生 和歌山地方裁判所配属</p> <p>2009年1月 大塚製薬株式会社入社</p> <p>2009年1月 大塚ホールディングス株式会社出向</p> <p>2016年5月 株式会社リリウム大塚出向</p> <p>2017年12月 大塚メディカルデバイス株式会社出向</p> <p>2019年3月 大塚製薬株式会社退社</p> <p>2019年3月 当社 非常勤監査役</p> <p>2019年4月 虎ノ門法律経済事務所入所</p> <p>2019年7月 虎ノ門法律経済事務所退所</p> <p>2019年9月 共創設計株式会社設立 代表取締役(現任)</p> <p>2020年9月 光陽産業株式会社 取締役</p> <p>2023年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2025年2月 法律事務所テオ開設 代表就任(現任)</p>	4,994株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p>		<p>横山隆氏は、当社監査等委員である取締役を現任しており、弁護士としての豊富な知見に加え、上場会社での勤務経験を有しており、その経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	かない しげたか 金井 重高 (1979年2月4日生)  [新任] [社外]  [独立役員]	2004年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2016年4月 金井公認会計士事務所設立代表(現任) 2017年8月 株式会社さくらさくプラス(社外) 監査役(現任) 2018年1月 株式会社日本クラウドキャピタル(現 株式会社FUNDINNO)(社外) 監査役(現任)	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割		金井重高氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的見地から適宜助言を行うとともに、内部管理体制や監査体制の強化を進めてきた経験を保有しています。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、事業運営や投資等に対する的確な助言を与えると判断しており、新任の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者はすべて監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、横山隆氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額となります。各氏の選任が承認された場合には当該契約と同内容で各候補者と契約を締結する予定であります。また、各候補者は東京証券取引所が定める独立要件を満たしており、各候補者の選任が承認された場合には、各候補者を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、会社負担としております。また、各候補者の選任が承認された場合には、上記保険契約の更新を予定しております。
5. 横山隆氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 金井重高氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記表の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割」の欄に記載したとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案の決議の効力は次期定時株主総会開催の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
—	ふじま たかし 藤間 崇史 (1992年4月17日生)  新任	2018年12月 草薙一郎法律事務所 入所 2021年8月 大江・田中・大宅法律事務所 入所 2023年10月 世田谷用賀法律事務所 入所 (現任)	一株
補欠の監査等委員である 社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割		藤間崇史氏は、複数の法律事務所への入所経験があり、企業法務の豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該見識に基づき、実践的、多角的な視点から、当社グループの経営への助言や取締役の職務執行に対する監督を行っていただくことや客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の適法性の確保に力を発揮していただけることを期待しております。 同氏は過去に会社の経営に関与したことがない候補者であります。上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。	

- (注) 1. 藤間崇史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤間崇史氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤間崇史氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 藤間崇史氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年7月に同内容で更新の予定であります。  
藤間崇史氏が監査等委員である取締役になされた場合には、当該保険契約の被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について補填します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2023年7月27日開催の第8回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2023年7月27日開催の第8回定時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただいております。また、2024年7月29日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）について、監査等委員である取締役以外の対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間25,000株以内（うち社外取締役分は年間500株以内）、その報酬の総額は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額1百万円以内）、監査等委員である対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間1,500株以内、その報酬の総額は上記目的を踏まえ相当として考えられる金額として年額3百万円以内として、上記報酬の内枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、又は、譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認いただいております。

今般、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、上記の監査等委員である取締役以外の対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間50,000株以内（うち社外取締役分は10,000株以内）、その報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は上記目的を踏まえ相当として考えられる金額として年額20百万円以内とすることにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以

下「現物出資交付」といいます。)

本議案に基づき、監査等委員である取締役以外の対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間50,000株以内（うち社外取締役分は年間10,000株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、当社の監査等委員である取締役以外の取締役に対する報酬については指名報酬委員会の答申を踏まえ取締役会において、当社の監査等委員である取締役に対する報酬については当社の監査等委員である取締役の協議によって、それぞれ決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役以外の対象取締役は4名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である対象取締役は3名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の対象取締役は5名（うち社外取締役は2名）と、監査等委員である対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、約1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲

渡制限] という。)

- (2) 対象取締役が約1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、死亡の場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、死亡により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると

ともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給し、又は、報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、対象取締役に譲渡制限付株式を付与する内容にする予定ですが、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年4月30日時点）に占める割合は0.4%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

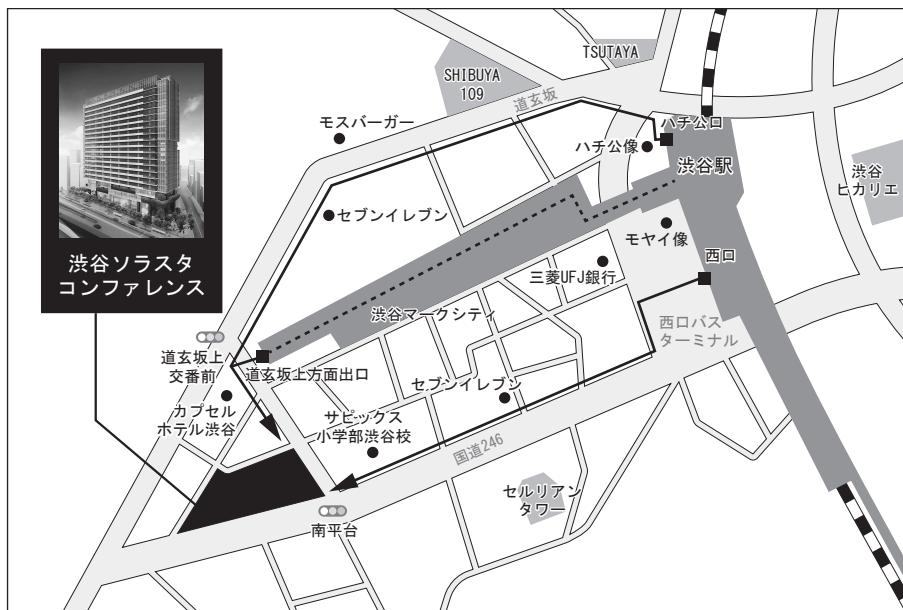
（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階  
渋谷ソラスタコンファレンス4D



交通：JR山手線／JR埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／  
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線  
各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

**第10回定時株主総会**  
**その他の電子提供措置事項**  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社Macbee Planet

## 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 法令及び定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社グループの取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制を構築する。
  - b. 取締役、執行役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し行動するよう、コンプライアンスに係る規程を整備し、継続的な研修の実施や適時の社内周知等コンプライアンス意識の醸成に努める。
  - c. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査する。
  - d. 内部監査室（又は内部監査担当者。以下、「監査室」と総称する。）は、会社方針や業務規程、マニュアル等各種社内規程に基づき当社グループの監査を実施し、当該結果を取締役及び監査等委員会に対して速やかに報告・提言する。
  - e. 当社グループで就業する全ての者が、コンプライアンス上疑義のある行為を通報できる体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正に運用する。
- ② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報は、法令及び「文書取扱規程」等の社内規程に基づき適切に作成、保存及び管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社グループのリスク管理のため、「リスク管理規程」に基づき、定時又は必要に応じてリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、管理方法の協議及びリスクの最小化に努める。

- b. リスク管理委員会において協議された重要事項は、必要に応じて取締役会に報告する。
  - c. 経営会議における業務執行状況の報告等を通じ、新たなリスクの発生可能性を把握し、必要な場合は代表取締役から各関連部署に示達するとともに、迅速な危機管理対策を実施できる体制を整備する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 定款及び「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行の状況を監督する体制を構築する。
  - b. 取締役、執行役員及び事業部責任者等で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告、検討及び決定を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 当社子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、事業提携や社内協業を通じて企業集団として統制環境の統一に努める。
  - b. 財務報告に関する基本方針を定め、グループ全体の財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
  - c. 子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、並びに、当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
  - b. 監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く)その他の上長等の指揮命令を受けない。

- c. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。
  - d. 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事考課や懲戒処分決定には、監査等委員会の同意を得なければならない。
- ⑦ 取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- a. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を読み、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人に説明を求めることができる。
  - b. 取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告する。
  - c. 監査等委員会は必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人に対し報告を求めることができる。
  - d. 監査室は、実施した内部監査の結果について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - e. 内部通報窓口管掌部門は、内部通報制度による通報の状況について、監査等委員会に報告する。
  - f. 取締役、執行役員及び使用人から監査等委員会への報告は、常勤監査等委員への報告をもって行い、常勤監査等委員はその他の監査等委員に当該報告を行う。
  - g. 監査等委員会は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に業務に関する報告及び指摘事項に対する改善の状況に関する報告を求める。
- ⑧ 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員会は、子会社から報告を受けた当社取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対して不利益な扱いをすることを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 常勤監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深める。
  - b. 監査等委員は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに使用人から情報を収集することができる。
  - c. 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。
  - d. 監査等委員は、監査等委員会としての意見形成が可能となるよう相互に連携する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
- a. 「反社会的勢力対応・調査マニュアル」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業や団体、個人とはいかなる取引も行わない。
  - b. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整え、また、反社会的勢力に関する動向の把握に努める。
  - c. 当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等、継続的に反社会的勢力排除に取り組む。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、役職員の啓蒙活動の一環として定期的にコンプライアンス研修を行うほか、リスク管理規程に従い、半期に一度以上の頻度で、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催しており、その他に報告すべき事項があれば、月に1回の頻度で開催している経営会議又は任意の会議を招集し、情報を共有する体制を整えております。常勤監査等委員は、監査等委員会を20回開催したほか、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各役員との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、外部監査法人や監査室と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,635	2,629	5,507	△693	10,079
当期変動額					
剰余金の配当			△250		△250
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,770		2,770
自己株式の取得				△1,622	△1,622
譲渡制限付株式報酬		△20		184	163
利益剰余金から資本剰 余金への振替		20	△20		—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	2,499	△1,438	1,061
当連結会計年度末残高	2,635	2,629	8,007	△2,131	11,140

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△122	△122	74	10,031
当期変動額				
剰余金の配当				△250
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,770
自己株式の取得				△1,622
譲渡制限付株式報酬				163
利益剰余金から資本剰 余金への振替				—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	167	167	2	169
当期変動額合計	167	167	2	1,230
当連結会計年度末残高	44	44	76	11,261

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社MAVEL

株式会社All Ads

連結の範囲の変更

増加 1社（新設分割）、1社（新規設立）、2社（株式取得）

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### イ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ロ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 3～10年

- 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年

顧客関連資産 9年

### ③ 引当金の計上基準

#### イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

### ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（9年以内）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

### ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第

20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「未収入金」は9百万円であります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。その見積り及び仮定は過去の実績や決算日時点の合理的と考えられる要因を勘案した経営者による最善の見積りに拠っておりますが、それらが有する性質により関連する実際の結果と異なる可能性があります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

#### (1) 投資有価証券の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	1,153百万円
--------	----------

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断しております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) のれんの評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	2,416百万円
-----	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を確認したうえで、減損損失の認識、測定の要否を判断しております。減損損失の認識、測定を行う場合には、主に事業計画を基にした将来のキャッシュ・フロー等について仮定を設定しております。

のれんの評価は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 132百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 14,654,272株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月12日 取締役会	普通株式	250	18.00	2024年10月31日	2025年1月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年7月30日 定時株主総会	普通株式	249	利益剰余金	18.00	2025年4月30日	2025年7月31日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。主として資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金は、主に広告費分割払いによるものであり、提供先である特定の得意先グループの信用リスクに晒されております。

貸付金は、主に取引先企業に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にベンチャー企業への投資に関するものであります。そのうち、市場価格のない株式等以外のものについては市場価格の変動リスクに晒されており、市場価格のない株式等については当該企業の経営成績等により減損のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

有利子負債である借入金は、主にM&A等に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金はすべて変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び長期貸付金については、債権管理規程に従い、管理部門及び各担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。

#### イ 市場リスク（時価変動リスク）

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する方法等により管理を行っております。

#### ウ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金（※2）	900		
貸倒引当金	△601		
	299	299	—
投資有価証券（※3）	531	531	—
資産計	830	830	—
短期借入金	1,150	1,150	—
長期借入金（※4）	1,513	1,513	—
負債計	2,663	2,663	—

(※1) 「現金及び預金」は注記を省略しており、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	278
投資事業有限責任組合出資金	343

非上場株式は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項の取扱いを適用し、投資事業有限責任組合出資金は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(※4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,506	—	—	—
売掛金	5,532	—	—	—
未収入金	2,757	—	—	—
長期貸付金(※)	10	48	60	179
合計	15,806	48	60	179

※ 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない603百万円は含めておりません。

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,150	—	—	—	—	—
長期借入金	427	306	267	267	245	—
合計	1,577	306	267	267	245	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	462	—	69	531
資産計	462	—	69	531

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	1,150	—	1,150
長期借入金	—	1,513	—	1,513
負債計	—	2,663	—	2,663

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

J-KISS型新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

短期借入金及び長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	LTVマーケティング事業	その他	
売上高			
成果報酬	49,259	128	49,387
固定報酬	1,458	829	2,287
顧客との契約から生じる収益	50,717	957	51,675
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	50,717	957	51,675

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,185
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,532
契約負債（期首残高）	90
契約負債（期末残高）	—

契約負債は主に、顧客から履行義務を充足する前に受け取った対価であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	806.15円
1株当たり当期純利益	195.85円

(注) 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
				オープンイノ ベーション促 進積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,635	2,627	—	2,627	—	2,947	2,947
当期変動額							
剰余金の配当						△250	△250
当期純利益						1,935	1,935
自己株式の取得							
譲渡制限付株式報酬			△20	△20			—
オープンイノベーション促進積立金の積立					260	△260	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			20	20		△20	△20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	260	1,404	1,664
当期末残高	2,635	2,627	—	2,627	260	4,351	4,611

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△693	7,516	△122	△122	7,393
当期変動額					
剰余金の配当		△250			△250
当期純利益		1,935			1,935
自己株式の取得	△1,622	△1,622			△1,622
譲渡制限付株式報酬	184	163			163
オープンイノベーション促進積立金の積立		—			—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	167	167	167
当期変動額合計	△1,438	226	167	167	393
当期末残高	△2,131	7,742	44	44	7,787

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 3～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの配当金及び経営指導料等となります。配当金は効力発生日をもって収益認識をしており、経営指導料等については、契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務であり、サービスの提供が実際に行われた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。その見積り及び仮定は過去の実績や決算日時点の合理的と考えられる要因を勘案した経営者による最善の見積りに拠っておりますが、それらが有する性質により関連する実際の結果と異なる可能性があります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

### (1) 投資有価証券の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 1,043百万円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価において、発行体の財政状態や業績の見通し、又は超過収益力の毀損の有無を基に判断をしております。市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 6,667百万円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行うこととしております。実質価額が著しく低下した株式の回復可能性については、発行会社の財政状態を定期的にモニタリングすることに加え、発行会社における将来の事業計画の実行可能性を社内で十分に検討したうえで、当該株式の評価を行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	53百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	2,856百万円
短期金銭債務	4,182百万円
5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	4,065百万円
販売費及び一般管理費	410百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	14百万円
営業外費用	2百万円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	779,143株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	10百万円
減価償却費	14百万円
資産除去債務	2百万円
貸倒引当金	2百万円
関係会社株式評価損	14百万円
投資有価証券評価損	131百万円
研究開発費（税務上資産化したもの）	43百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	222百万円
評価性引当額	△27百万円
繰延税金資産合計	194百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20百万円
オープンイノベーション促進積立金	△81百万円
繰延税金負債合計	△102百万円
繰延税金資産純額	92百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△28.68%
住民税均等割額等	0.13%
税額控除（試験研究費）	△0.26%
グループ通算税制による影響額	△2.11%
その他	△0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.39%

(3)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(4)決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更し計算することになります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百 万円)
子会社	(株)Macbee X	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付 経営指導契 約	資金の貸付 (注1)	3,600	短期貸付金	2,400
				利息の受取 (注1)	11	未収入金	7
				経営指導料 (注2)	47	売掛金	7
子会社	(株)MAVEL	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸借 経営指導契 約	経営指導料 (注2)	1,431	売掛金	187
				利息の支払/ 資金の預り (注3)	2	関係会社預 り金	1,372
子会社	(株)All Ads	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸借 経営指導契 約	経営指導料 (注2)	694	売掛金	86
				利息の支払/ 資金の預り (注3)	0	関係会社預 り金	2,733

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 経営指導料については、業務内容等を勘案して当事者の契約により決定しております。

(注3) 当社はCMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することが困難であるため、期末残高のみを表示しております。

(2)役員及び主要な株主等

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者等が議決権の過半数を所有している会社	(株)TMAC (注1)	東京都 渋谷区	(被所有) 直接1.49	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	297	長期貸付金	297
					利息の受取 (注2)	1	流動資産その他	1

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 当社代表取締役千葉知裕が議決権の100%を保有しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利及び一般的な金銭消費貸借契約期間に基づき返済期日を決定しております。本取引の目的については、千葉が第二の創業者として、企業価値拡大・非連続的な成長の実現のため、自社株式取得を行うことにより、長期目線での企業価値向上にコミットし、推進する環境を作ることを企図して行っております。なお、担保は受け入れておりませんが、当社代表取締役である千葉知裕及び当社取締役である松本将和より連帯保証がなされております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	561.26円
1株当たり当期純利益	136.82円

(注) 2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。